

平成23年9月16日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副 | 市 | 長 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| 教 | 育 | 長 | 浦 | 郷 | | 究 |
| 技 | | 監 | 松 | 尾 | | 定 |
| 政 | 策 | 部 | 角 | | | 眞 |
| つ | な | が | 山 | 田 | 義 | 利 |
| 營 | 業 | 部 | 森 | | 孝 | 畑 |
| 營 | 業 | 部 | 北 | 川 | 政 | 次 |
| く | ら | し | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| こ | ど | も | 馬 | 渡 | 公 | 子 |
| ま | ち | づ | 石 | 橋 | 幸 | 治 |
| 山 | 内 | 支 | 牟 | 田 | 泰 | 範 |
| 北 | 方 | 支 | 川 | 内 | 野 | 夫 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 口 | 光 | 則 |
| 教 | 育 | 部 | 浦 | 郷 | 政 | 紹 |
| 水 | 道 | 部 | 宮 | 下 | 正 | 博 |
| 総 | 務 | 課 | 松 | 尾 | 満 | 好 |
| 財 | 政 | 課 | 中 | 野 | 博 | 之 |
| 企 | 画 | 課 | 平 | 川 | | 剛 |
| 選 | 挙 | 管 | 成 | 松 | | 薫 |
| 監 | 査 | 委 | 一 | 丸 | 喜 | 代 |
| 農 | 業 | 委 | 森 | | 博 | 邦 |
| 員 | 会 | 事 | | | | 文 |
| 務 | 局 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | 局 | | | | |
| 長 | | 長 | | | | |

議 事 日 程 第 6 号

9月16日（金）10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第49号議案 | 専決処分の承認について（平成23年度武雄市一般会計補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第2 | 第50号議案 | 武雄市税条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第3 | 第51号議案 | 財産の処分について（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第4 | 第52号議案 | 市道路線の認定について（質疑・建設常任委員会付託） |
| 日程第5 | 第53号議案 | 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会分割付託） |
| 日程第6 | 第54号議案 | 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第7 | 第55号議案 | 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第8 | 第56号議案 | 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託） |
| 日程第9 | 第57号議案 | 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託） |
| 日程第10 | 第58号議案 | 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託） |
| 日程第11 | 第59号議案 | 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託） |
| 日程第12 | 第60号議案 | 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託） |
| 日程第13 | 第61号議案 | 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会設置付託） |
| 日程第14 | 第62号議案 | 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第15 | 第63号議案 | 平成22年度武雄市一般会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第16 | 第64号議案 | 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託） |

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第17 | 第65号議案 | 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第18 | 第66号議案 | 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第19 | 第67号議案 | 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第20 | 第68号議案 | 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第21 | 第69号議案 | 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第22 | 第70号議案 | 平成22年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第23 | 第71号議案 | 平成22年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第24 | 第72号議案 | 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託） |
| 日程第25 | 報告第9号 | 専決処分 of 報告について（質疑） |
| 日程第26 | 報告第10号 | 平成22年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（質疑） |
| 日程第27 | 請願第3号 | 公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第28 | 請願第4号 | 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託） |

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

おはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

請願第4号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

これより議案審議を開始いたします。

日程第1 第49号議案

日程第1. 第49号議案 専決処分の承認について（平成23年度武雄市一般会計補正予算

(第2回)) を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

おはようございます。第49号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

平成23年度武雄市一般会計補正予算(第2回)を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

今回の専決では、7月6日から7日の梅雨前線豪雨による被害に対し早急に対応するため、所定の経費を専決処分いたしております。専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙という形で皆様のお手元にお届けいたしておりますので、その1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ1,700万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ218億9,265万円とするものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

説明書(4)ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費では、農地及び農業用施設災害の査定設計書作成に要する経費を計上いたしております。

11款. 災害復旧費、2項. 土木施設災害復旧費では、道路及び河川の災害復旧申請に要する経費等を計上いたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これを賄う財源として財政調整基金繰入金を計上し、なお不足する分につきましては予備費で調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(牟田勝浩君)

第49号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第49号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第50号議案

日程第2. 第50号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第50号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

今回の改正は、第177回通常国会において現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の主な点について議案参考資料新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文の1ページをごらんください。

第26条につきましては、市税の不正申告に関する過料の見直しでございます。これにつきましては、納税環境の整備を図るため、国税において租税罰則の見直しが行われたことに合わせて改正するもので、市民税等について過料の額を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、4ページから6ページをごらんください。

第100条の2につきましては、たばこ税に係る不申告について新たに10万円以下の過料を科すことを規定したものでございます。

また、鉱産税、特別土地保有税に係る不申告に関しても同様の規定を新設するものでございます。

次に、6ページ、附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例に関するもので、免税対象飼育牛の売却頭数の上限を2,000頭から1,500頭に見直した上で、特例の適用期限を平成27年度まで3年間延長するものでございます。

次に、8ページ、附則第10条の第4項につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整備でございます。

続いて、附則第23条は、東日本大震災における税負担の軽減措置を図るための個人市民税の特例措置でございます。これは住宅借入金特別税額控除の適用を受けていた住宅が被災により居住できなくなった場合でも、なお引き続き同税額控除を適用可能とするものでございます。

次に、9ページ、第2条関係は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に関する軽減税率の特例を2年延長し、平成25年12月31日までとするものでございます。

また、それに伴い、11ページ、第3条関係では、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする改正でございます。

次に、附則でございますが、議案書の5ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条で市民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、第4条では罰則に関する経過措置を設けております。

以上で第50号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第50号議案について幾つかお聞きしたいんですけども、例えば市民税等の不申告に関する過料の額を3万円以下を10万円以下にする。過料が重たくなるわけですね。たばこ税のところを書いてあるんですけど、今たばこ税は市内の従来のたばこ屋さんで買えば、武雄市内に税が交付される。コンビニとかそういうスーパーだとかというところで買えば武雄市にたばこ税は入ってこないと、そういうふうに変わってきているわけですけども、たばこ税の不申告というのはどういう内容なのか、具体例を引いて出していただきたい。

もう1つは、武雄市税条例の一部、第2条関係ですね。上場株式等の配当譲渡所得等に係る軽減税率1.8%を2年延長と。上場株式等の配当譲渡の武雄市内の対象者というのは個人投資家、あるいは機関投資家などおられるんですけど、これによってどれだけ税の減収になっていくのか、その影響力があるとすれば出していただきたい。

それから、第3条関係。なかなか言葉が難しいんですけども、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の施行期日の変更及びそれに伴う経過措置の期間変更。読んでいてよくわからないんですけども、非課税口座内の上場株式等の株の譲渡に係る所得計算の特例、後づけを読みますと、これも同じように税率を1.8%軽減して2年間延長という内容ですね。

もう1つ、この第50号に関しては3つ目ですけども、東日本大震災に係る住宅ローンの減税の適用の特例、これは国会でも随分論議になりまして、やっぱり二重ローンの解消と。いわば家を建ててまだローンを返済中なのに家が流された、新しく家をつくらなきゃならない、新しくローンを組まなきゃならないと。銀行のほうも利率を1%下げるとかいろんな報道がなされていますけれども、これは東日本震災の地域に係る問題で、二重ローンの解消という点においては、これは必要なことだというふうに思うんですけども、この対象はその地域に限られるわけですね。

先ほど言いましたような3点について答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

たばこ税に関しては、たばこ税を申告する義務がある方が申告しない場合に科せられるものでございます。

それから、上場株式、それから非課税口座内、これの対象者につきましては株取引等で発生したものでございますので、今の段階でどれくらい影響があるかは判断できないというふうに思っております。

東日本大震災につきましては、東日本地区の適用対象地区で住宅を持っていた方が震災に遭われて新たに住宅を取得されるというケースもあろうかと思いますが、従前の建物について住んでいなくても非課税とするという制度でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは23年度の9月議会ですから、今年度どれだけ、例えば株式の譲渡に係る非課税措置が2年延長される。2年延長されるわけですから、これまでもそういう措置をされていたわけでしょう。決算の中で幾らかわかりますか。武雄市内の全体の所得額が減ってきている中で株の取引、譲渡、株は乱高下しますので、今が売りだとか今が買いだとか、よく私はわかりませんが、2年延長ということはこれまでそういう措置をとってきたと。大体どれぐらいの対象者がおられるんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

手元に資料を持っておりませんのでわかりませんが、実態把握できるかどうかもちよっとわかりません。調査するのに非常に面倒かと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点お尋ねします。

1点は、第3条関係ですね。25年度を27年度、経過措置の論議がありますけど、実際は施行日は公布の日から……

○議長（牟田勝浩君）

マイクをもう少し。

○24番（谷口攝久君）（続）

入っていませんか。すみません。経過措置の25年度から平成27年と書いてありますけれど

も、施行期日の場合に27年1月1日までということになっているのが、施行日は公布の日と。そこらはわかりますけれども、これは何で27年度なんですか。28年の3月31日というふうな表現はしないんですか。わかりますね、言っている意味。

○議長（牟田勝浩君）

聞こえましたか。

○24番（谷口攝久君）（続）

条文の件ですよ。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

国の準則どおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

準則がこうなっているということですか。そうおっしゃれば質問せんでよかったですね。

私が言うのは、そしてもう1つですよ。議長、これですけれども、議案の質疑についてもすべて通告制ですか。事前に通告というのは、議案の審議のときは要するに順番は通告した人が先にいいということがルールですけど、横で市長が何か通告せんでということをつぶやいてありますけれども、注意してくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

今の質疑じゃありませんね。

〔24番「質疑されんじゃないですか」〕

〔市長「何も言うたらんばい」〕

〔24番「聞こえたやんね」〕

〔市長「被害妄想。そがんとば被害妄想というよ」〕

〔21番「議事進行」〕

通告制にはしていますけれども、答弁とかで出た場合はそれを許可するとなっておりますので、大丈夫であります。ただ、資料がない部分に関しては、できるだけ資料をそろえていってらっしゃいますけれども、それはわからない部分は後でという場合もあるかもしれません。

以上、進行したいと思います。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第51号議案

日程第3. 第51号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

おはようございます。第51号議案 財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案集の8ページから15ページ、議案資料の1ページから13ページ及び医療機器価格表をごらんいただきたいというふうに思います。

処分する財産につきましては、社団法人巨樹の会へ貸与いたしておりました旧武雄市民病院で使用しておりました医療機器等でございます。

処分いたします財産の明細につきましては、平成23年5月31日現在で貸与しておりました医療機器等の全部で、議案9ページからの別紙601品目でございます。

処分の価格につきましては、巨樹の会と交渉した結果であります。601品目を一括して交渉ということで、中身につきましては耐用年数が経過している資産につきましては、帳簿上では残存価格がございますけれども、資産価値は非常に低いということで判断いたしまして、耐用年数が残っている資産につきましては、定率法による減価償却を行った後の金額で合意したところでございまして、3,995万6,517円となったところでございます。

処分の相手方につきましては、社団法人巨樹の会でございます。

簡単でございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一般質問で聞けなかった分を今から聞いていきますけども……（「一般質問で聞けなかったて、違うさ」と呼ぶ者あり）静かに聞いとけさ。

勉強会のときの説明にもありましたけれども、減価償却を算出する際に、公営企業法に伴う減価償却の方法というのは定額方式だと。定額方式ですから、購入した日から耐用年数が10年なら10年、一定の金額を年度を追って下げていくということなんでしょうね。民間が主にとっているのは定率法と。定率法でいくと、購入した日から減価償却の幅というのがぐっと落ちて、そして最後の1円まで行く。そうすると、企業の側、民間の側からしますと、最初にぼんと落とせるというのは車なんかもそうですよね。耐用年数との関係を見ていきますとね。企業の場合は税控除の対象になっていくわけでしょうから、民間の場合にとってみると定率法が有利だということが一般的に言われるわけですけどね。

そうすると、601品目の所有権というのは、武雄市の側にありますよね。武雄市としては市民の財産ですから高く買ってもらうという立場に立つのが普通だろうと思うんですよ。そうすると、資料をいただいた中で見ていきますと、1つは定額法に基づく立場に立ってやら

れたのか。さっき山田部長の話では一括交渉したという話ですからね、一体どういう立場で交渉されたのかと。減価償却には2つの方法があるということ为前提にして、どういう立場で交渉されたのかというのをひとつお聞きしておきたいというふうに思います。まず第1点です。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

交渉につきましては、相手が民間ということで、通常民間でとられている帳簿価格という部分を基礎にしたということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

民間がとっておられる手法というのは定率法に基づいて一括交渉したということですね。そういうふうに理解していいですね。そうしますと、耐用年数が来たからといって処分した物品もありますよね。一昨日も七百数十品目のうち処分したものはここに出てきていませんよね、601品目ですからね。ここで使えるものがあるなら使うと。減価償却に基づく市場価値、いわば価値はないにしても、市場の取引はないにしても、今は使えるものは使える。そういう意味では定率法に基づく市が提出した資料によりますと、耐用年数があるものについても出していますよね。耐用年数はないにしても、耐用年数なしとありに分けて定率法を書いていますよね。

そうしますと、金額を説明していただきたいんですけども、市のほうが購入価格、国立病院の時代のものはそうないでしょうけれども、市民病院の取得年月日、償却開始日、市民病院取得価格、幾らで買ったかということでしょうね。耐用年数は何年か。償却率もここにずっと書いてあります。取得日からの経過年数も詳しく書いてありますけれども、ここでいう1億5,631万3,629円、これは価格ですよ。これは定額法でいった場合に、価格は1億5,631万3,629円と。この中で償却済資産は4,501万5,482円。601品目の中の500品目は既に償却済資産。これが500品目。残る101品目は未償却資産、これが1億1,129万8,167円。これが101品目あるんです。これ、2つを合計しますと、1億5,631万3,629円になるんだと。

その未償却資産の1億1,129万8,167円の中で、そのうち平成21年9月以降購入した分、これは山口議員が指摘したように、以前、資料をもろうたらうもんと。その以前もらった七百五十数品目の中で平成21年9月11日以降購入した分については償却が始まった部分ですからカウントされてなかったですよ。それとの関係で見えていきますと、21年購入した分については24品目で4,383万9,624円と、こういうふうに総括資料には書いてありますね。そして、定率法でいった場合に、耐用年数ありの分を含めまして購入したのがいつかということをや

っと書いてありますけれども、3,995万6,517円、これは条例に出ている第51号議案の医療機器売買契約仮契約書の第3条、3,995万6,517円と。これは一括して品目ごとの価値がここに出ていますけれども、総枠で交渉したということですか。1品目ずつずっとこれは双方話し合って、この金額だ、この金額だという交渉をしていったんですか。今、山田部長の説明では一括してというふうに出ていましたからね。そうすると、約4,000万円という金額が全体の約3分の1ぐらいになるわけですよね。そこら辺をもうちょっと詳しく——詳しくというか、そこら辺の経過を報告していただけますか。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

あくまでも価格交渉でございます。そういうことで、金額的には1品ごとの定率法による残存価格とかいうことを出しておりますので、その中で幾らで合意したということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは建物、土地の譲渡は平成22年2月1日。そして、22年2月1日に医療機器も含めて処分されたんじゃないかと、その間の19カ月ですか、何カ月になりますか。平成22年2月1日以降ですから11カ月、そして23年度になると8カ月かな。8月22日の契約ですから8カ月ですね。19カ月というのは、いわば所有権は武雄市側にあるんだけど、相手に貸与していると、貸し付けているという関係になりますね。所有権は武雄市にある。それを新しく移譲した新武雄病院に医療機器に関しては貸していると。処分されたものを含めて、実際の価格の対象としては601品目でもいいじゃないですか。貸していると。いわば相手に貸しているわけですから、その19カ月間の金額はどこに行っているんですか。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

資産につきましては、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の中で特例を設けておりまして、「市民病院事業の用に供されている資産は、移譲先団体に対し、これを譲与し、若しくは時価よりも低い価格で譲渡し、又は無償若しくは時価よりも低い価格で貸し付けることができる。」という条文がございまして、それに基づきましてずっと貸与しているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

もう3回終わりました。（「終わったばい」と呼ぶ者あり）

[25番「今2回目」]

3回目終わりました。

ほかございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今の機器の話ですけれども、19カ月ということですが、よく19カ月前のことを思いながら聞かなければならないと思って、改めて聞きますけれども、あのときに医療機器を貸す、貸さんの話の中で一番問題だったのは、私はちょうど特別委員長でしたけれども、医療を続けるか続けないかだったんですね。だから、どうかすれば新しい器械で新しい病院で始めるから、それまで使いたくないよと言われれば大変だということがありましたので、私はむしろ無償にして医療を続けろという話をしましたので、価値を考えていただければ、医療を続けていただいたということも価値に入っているんじゃないかと思うんですけど、そういう試算の仕方やはり出すべきじゃないかと思えますけれども、答弁を求めます。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

ありがとうございます。全くそのとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今のような問題については、確かに医療を続けてもらったこと、それからまた、そういうことを活用してもらったことに対するものは、結局最終的な譲渡の中でいろんな考慮されてもそれは当然あり得るんじゃないかと、こういう気がしますが、所感、考え方を入れちゃいかんという質問ですが、あえてお聞きしますが1点だけですね。

これは最終的に、それはそれとして、その評価は別として大事なものは、処分するとき、普通いわゆる評価とかというものの判断の仕方に、何か売るときは専門家の評価をいただくとかということはあるんですけども、それはそういうふうな形はとったわけですか、とっていないわけですか、そこらだけをお尋ねします。医療機器に対する売買の専門的な判断ですね。どれくらい値打ちがあるか。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

専門的な判断にはならないかもわかりませんが、例えば中古医療機器の流通とか、そういうふうな部分でいきますと、ちょっと資料が古いですけども、平成15年に調査した部分があります。そういうふうな部分と比較しても、市場価格を参考にするということであ

れば全然問題ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと補足をします。

この件に関しても、いろんなところを調査して勉強したんですけれども、もともと医療機器に関する専門家という市場がないんですね。ですので、これは民法上、あるいは今回定率でいきましたけれども、そういった中で基本的にこれは甲と乙の相対で決める話なんですね。ですので、そこに市場が存在をしていないということ、それともう1つはそういった専門家がいないということからして、あくまでも当事者同士で従来の民法の原則にのっとり価格を決めたという段取りになっております。

先ほど、宮本栄八議員のとぼけたやじがありましたけれども、価値の価格を出せと。そんな医療機器を使ってもらって命が助かっているわけですよ。それを金銭に言うこと自体がね、もう神をも恐れぬ、恐れ多いことだと思います。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私はそんなことを聞いているんじゃないんですよ。私に対する答弁なら私に対する答弁としてははっきり言ってくださいよ。私は医療を続けたり、いろいろ医療の問題に協力していただいたところに対して、無償でお使くださいとか、あるいは十分に活用してくださいということについて、そういうことをどうかと言っているわけじゃないんですよ。ただ、問題はね、やっぱりそういうお世話になったこととか、こういう感謝の気持ちと、それから例えば譲渡する場合は市の財産ですから、そういうものに対する、いわゆる契約に対する、それは高い安いを言っているわけじゃないですから、そういうものに対して何らかの評価する判断というものはどこにあったかと、どういう方法をとったかということを知っているわけですから、ほかのことを言っているわけじゃないんです。

○議長（牟田勝浩君）

再答弁してもらいますか、今の。

○24番（谷口攝久君）（続）

再答弁を求めます。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長、大丈夫ですか。山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

先ほど、余りにも簡単に答弁いたしましたので、改めて答弁をさせていただきます。

厚生労働省が民間調査会社に委託しまして、少し古いですがけれども、平成16年3月に取りまとめました中古医療機器の流通実態及び医療機器に関する廃棄物処理の実態把握のための調査研究報告書というのがございまして、その中で中古医療機器の販売価格の目安、買い取り価格の目安に関する記述がございまして、その調査報告書を参考といたしております。

同報告書では、中古医療機器の販売価格の相場として、5年経過した時点でおおむね新品価格の3分の1から5分の1程度とされております。中古医療機器の買い取り価格については、5年経過したもので、新製品実勢価格の10%から15%であるとされております。

市は巨樹の会へ現状渡しで売却するというので、市が売却する価格3,995万6,517円は当該医療機器取得価格の17.3%であります。4年以上6年未満の医療機器に限った場合で、14.3%であります。この価格は同報告書に記載されております、5年程度経過したものの新製品実勢価格の10から15%程度である相場を反映してございまして、妥当な金額であるということで判断いたしましたところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私の聞き間違いですか。私のメモには15年とおっしゃって、今度答弁では改めて16年になって、1年ぐらいの違いはどうでもいいですけども、そういうことも正確に言ってくださいよ。メモしたのは15年とさっき言った。あと16年で、そりゃ、1年たつと違う法律がありますからね、それはいいですよ。私が言いたいのは、そこじゃない。

○議長（牟田勝浩君）

それは違うとやろう。違う資料だったですよ。

○24番（谷口攝久君）（続）

違う資料やったじゃないですか。まあ、いいです。

ちょっと質問続けます。確かに私が思うのは、そういう最終的に処分する段階の中で、例えば、じゃ、病院側がなお必要だという絶対買いたいものと、もう不必要だということもありませんから、そういうふうなものに対する、例えば措置とか保存とか、いわゆる処分するときの医薬品は特に医療器具はいろいろと問題があるでしょうからね。勝手に捨てたらいかんとか、燃やしたらいかんとかいろいろ条件があるでしょうから、それを保存したり、そういうものに対する経費等もまた仮に売れ残った場合、出てくるというケースとかいろいろあるでしょうから、そういう総合的なものを配慮した上でそういう値段になったというのは、それはそれで納得できるわけですけども、今いみじくも説明をおっしゃったように、余りにも簡単に説明し過ぎた。議会は詳しくお聞きしたいから質問しているわけですから、まあいいですよ。そういうことであればそれということで承知しますけれども、それはわかってくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、質疑は売れ残りの分はどういうふうにされ、不必要とされる売れ残りの分はどう考えたのかということですね。いやいや、もう座ったままで結構です。

〔24番「いやいや」〕

質疑です。よろしいですか。質疑をお願いします。

〔24番「いいですか」〕

もう3回。

〔市長「もう終わりやろうもん」〕

〔19番「もう3回したならば、もうされんよ」〕

〔24番「いや、いいと言ったのにどうぞで言うから、おれは立とうとしたと」〕

〔21番「よかて言んさった答弁は」〕

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

償却の表ですけれども、私たちの個人事業主と法人とは違うのかもしれませんが、多分20年度から、ここには定率と定額ですけれども、それが旧定率、旧定額という4種類になっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺が1点です。

もう1点は、一番最後の11ページのところに償却開始とあって、その点々というのは償却をしていないと思うんですけれども、償却をしていないとすれば、例えば79万9,995円がそのまま横にずれて行って償却していないというふうになるんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

本来は平気で議決を破る議員と本当に自由奔放な発言をし過ぎて、ある病院の、本当に経営破たんし追い込むような発言をし、はっきり言って私には何ら反省の色が見えない人の質問に答えるのはどうかと思いますけれども（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

市長……

○樋渡市長（続）

これは市民の皆さんのためにお答えしたいと思います。担当部長から答えさせます。

〔24番「議長、注意してくださいよ。そういう言い方は……」〕

○議長（牟田勝浩君）

今、後ろから注意しました。

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

平成19年3月31日までと4月1日からでは、取得した時点で、議員がおっしゃるように変わっております。そういうふうな計算の仕方をいたしているところでございます。

それから、もう1点の償却開始日とか入っている分につきましては、これは多分以前資料をやった部分でそのまま入れておりましたので、その部分で出しておりますので、償却開始は、以前が定額法で旧市民病院がしとったのは、大体その年度に取得したものについては、次の年度の4月1日からしていたというふうな表示ですので、ここの中では定率法で書いている部分につきましては、そこの部分は御参考になさらないでいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

この点々で償却開始を書いていないけれども、結局は償却をしてあるというふうなことですかね。そして、定率法、定額法には旧と新しいのは名前は1つだけけれども、一つ一つの計算は分けてあるということですかね。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

はい、そのとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第52号議案

日程第4. 第52号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。第52号議案 市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

議案書の16ページでございます。

市道路線の認定は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

昨年から着手いたしました武雄北方インター工業団地が10月から分譲開始されることに伴いまして、整備いたしました同工業団地への進入道路を武雄北方インター工業団地線として新規認定をお願いするものであります。県道北方朝日線のオムロン武雄入り口付近から分岐

し、同工業団地に至る延長577メートル、幅員12メートルから28メートル、両側に2.5メートルの歩道を設けております。

議案資料14ページを御参照いただきたいと思います。

以上、補足説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第53号議案

日程第5. 第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ7億6,620万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ226億5,885万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、5ページ、6ページにかけて、第2表 地方債補正のとおり追加と変更をお願いするものでございます。

地方債の追加では、災害復旧事業費の追加に伴うものでございます。地方債の変更では、国庫支出金の内示等による事業費の変更に伴うものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

補正予算書(8)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、11目. 積立金では、財政調整基金及び職員退職手当金について、前年度からの繰越金等を活用し、将来の財政需要に対応するため積み立てるものでございます。

2項. 企画費、1目. 企画総務費では、結婚を希望する方の出会いの場を創出するため、男女が集うイベント等の開催に要する経費と新幹線工事に伴う市庁舎等の公共補償の算定に要する経費などをお願いいたしております。

(9)ページの3款. 民生費、1項. 社会福祉費、3目. 老人福祉費では、グループホーム2カ所のスプリンクラー等の整備に対する補助金をお願いいたしております。

4目. 更生援護費では、北方支所1階にオストメイト対応トイレを設置するための経費を

お願いいたしております。

(10) ページをごらんください。

4 款. 衛生費、1 項. 保健衛生費、3 目. 健康増進費では、B 型、C 型肝炎ウイルスの受診歴のない40歳から70歳までの5歳ごとの節目の年齢の方に対する健診に要する経費をお願いいたしております。

(11) ページの5款. 労働費、1 項. 労働諸費、2 目. 雇用対策費では、佐賀県の緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、6つの事業を行うことにしており、これによる新規雇用者は15人と見込んでおります。

(12) ページをごらんください。

6 款. 農林業費、1 項. 農業費、5 目. 農地費では、耕作放棄地の防止や高度利用化を図るため、市内8地区のせまちだおしに対する補助金をお願いいたしております。

(13) ページの8款. 土木費、1 項. 土木管理費、1 目. 土木総務費では、大雨で被災した共同利用地の災害復旧工事費補助金と、佐賀県の住宅リフォーム緊急助成事業補助金を活用し、一般住宅の増改築、改装等を対象に、基本助成限度額20万円、加算助成限度額20万円で最大40万円の助成に要する経費をお願いいたしております。

(16) ページをごらんください。

10 款. 教育費、4 項. 中学校費、2 目. 教育振興費では、市内中学3年生の希望者を対象に土曜学習会を開催し、一人一人の実態に応じて補充的、発展的な受験に向けた学習支援等を行うことにいたしております。

(17) ページの11款. 災害復旧費、1 目. 農林施設災害復旧費及び(18) ページの2 目. 土木施設災害復旧費では、5月豪雨、梅雨前線豪雨で被災した農地、農業用施設、公共土木施設などの災害の復旧を行うことにいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として分担金及び負担金188万6,000円、県支出金1億8,126万円、財産収入3,995万6,000円、寄附金20万円、繰越金8億1,332万5,000円、諸収入2,973万2,000円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第53号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

説明の余り早うしてわからんやっただすけれども、ちょっとお尋ねですけれども、今、県が何か上海かどこかに駐在員所をつくるという話を聞いておりますけれども、そういう中で武雄市として何か取り組みをするという話を聞いたんですけれども、その予算というのは何も予算なしにはされんと思うですけれども、どこに載るととやら余り早うしてわからんやっただすけれども、ちょっと説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

予算資料の(8)ページ、総務費の2. 1. 1. 一般管理費の給与費組み替え以外分であります。2節、3節、4節で計の人員費を計上しておりますけれども、この内容を私から説明をいたします。

この任期つき職員の採用1名分、半年分を計上しております。佐賀県で国際戦略、当面のアジア戦略、とりわけ中国戦略が進められており、私どもは事前から中尾を国際戦略グループに出しておるところでありますけれども、今回、これに加えて、さらに中国に拠点を置き、瀋陽、香港に海外事務所を開設、県庁内に上海デスクを設置ということから、佐賀県の特産品の流通拡大、中国からの観光客の誘致等を図るものと認識をしております。

佐賀県庁からは、県内市町に事業への強い参加意向打診があり、特に武雄市に対しては佐賀県の今までの関係から、とりわけ強い打診がありました。武雄市としては佐賀県の意向を受けて、武雄市の農畜産品の流通拡大、とりわけお米を想定しておりますけれども、また観光客誘致の観点から、ぜひ参加したい意向を示したところであります。

本件に関しましては、海外での勤務であり、派遣する職員は海外、とりわけ中国の居住経験があること、中国語、英語を熟知していること、中国での流通関係にも経験を有することが必要なため、ふさわしい人材を任期つき職員として採用し派遣したい、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

補正予算に関して二、三お伺いしておきたいと思っております。

1つは新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託料2,843万2,000円、これは一般質問の中でも数字は出ていませんでしたけれども、まちづくり部のところが新幹線用地にひっかかると、そういう点での調査委託料と。これが歳入では諸収入、雑入になっていますね。これは勉強会のときに鉄道・運輸機構かなということを開きましたけれども、そういうことになってきますと、金の流れといたしますか、鉄道・運輸機構から直接武雄市に入ってくる。今後そういう、例えば直売方式で事業を進めていく上で、そういう関係になってくるんですかね。例えば民間の家屋調査だとか、あるいは買収移転補償だとか、そういうのは県の土木事務所が窓口になって、もちろん武雄市も絡んでのことでしょうけれども、全体64件の対象の中で既に11件、そういう買収に応じた方がおられますよね。

総額2,900億円というふうに言われておりますけれども、2,600億円とも、2,900億円とも言われておりますけど、鉄道・運輸機構から直接雑入で武雄市に入ってくると。これは武雄

市だからそういう形で入ってくるんですか。それとも、すべて今後事業を進めていく上ではこういう形で入ってくるんですか。これが1つ。

それから、歳入で県が行います県の補助金、これも補助金になっていますけれども、住宅リフォーム緊急助成事業補助金4,388万円。これは県の基本的な考え方というのは住宅リフォーム緊急助成事業への市町村の取り組み予定についてということで、県を通じてパンフレットをいただいておりますけれども、地域経済活性化基本助成、一般的な住宅リフォーム工事を対象として、対象住宅、持ち家、一戸建て、マンション占有部分、対象工事は県内事業者施工50万円以上の家屋工事、補助率は15%の上限額20万円。これプラスの住宅性能向上等加算助成、工事ごとに助成額を決め、基本助成に加算。加算対象はエコハウス、UD化耐震改修、3世代同居、県産木材利用、家庭排水処理施設の整備、これは定額を加算し上限額20万円。最大40万円、県が出すわけですよ。これプラスの市町独自の上乗せ助成、地域経済活性化住宅性能向上、これがあって各市町村上乗せをやっているところが20市町村の中で16市町村が、県が助成する最高40万円の助成、プラス市町村の独自助成と。

そこでお聞きしたいんですけれども、1つは市町独自の上乗せ助成、地域経済活性化住宅性能向上、これはどういう事業があるのかというのが1つ。

ずっといろんな県内の市町村への陳情、あるいは請願、県への陳情、要請、いろんな運動が重なってここまで来たわけですけどもね。そこで、一般質問の最後のところでこのことを紹介しましたけれども、武雄市は県内20のうちに上乗せ事業をしない6市町、市で言えば伊万里市と武雄市ですね。その中で市長は答弁を求めたら、もう時間がぎりぎりやったですからね、しませんと最後言っていましたけれども、どうして武雄市が上乗せ助成をしないのかという県の調査に対する回答の中で、個人資産への補助となるためというふうになっておるんですよ。中には財政が伴わないというところもありますけれども、個人資産への補助となるため上乗せ助成はしないんだと。

県の住宅リフォーム制度そのものが個人の財産の価値を、UD化するにしても、耐震構造にしても、自分の持っている持ち家がある意味では価値が高まるわけですよ、リフォーム制度やることによって。

○議長（牟田勝浩君）

その辺をどのように協議されたかということですね。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

ほら、そがん言うやろうが。前もって言うたら事前審査と言うし、事前審査と言いつたら今度は一般質問だと言うし。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、独自のやつを今言われていたことでどのように協議されたのかという質疑ですね。

○25番（平野邦夫君）（続）

あなたたちもね、私が言うのに事前審査にひっかかる、ここで言うと、今度は一般質問でやれとかね。今から整理して言いますよ。

ですから、個人資産への補助となる。だれがこういう理由を決裁したのが1つ。

もう1つは、市町独自の上乗せ助成、例えば10万円とか20万円とか、最高50万円、市町村独自で上乗せしているところもありますけれども、地域経済活性化住宅性能向上、これはどういふ具体的なものがあるんですかと、これは資料をいただきたいということで通告後の問い合わせの中で言うておきました。出ていませんので、ここで出していただきたい。

いいですか、今2点言いましたけどね。これは地域経済活性化では波及効果としては大きいわけですからね。だから、積極的な……

○議長（牟田勝浩君）

質問は先ほどの部分でよろしいでしょうかと。

○25番（平野邦夫君）（続）

そういうことで答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

前置きが長過ぎますね。

〔25番「言わんと、あんた質疑のときそがん言いよったやないか」〕

前置きが長過ぎます。

私から、まず1点目のお答えをしたいと思います。

まず、だれが決裁したかというのは私であります。それは当たり前です。私が市政を預かる最高責任者でありますので、最終的には私の判断で議会にお諮りをしているところであります。

根本原則は、これは以前の2年前か3年前の議会でも申し上げましたけれども、個人の衣食住のことにに関して、他者、とりわけ行政がいろんな意味で介入すべきではないということは、これは何度か繰り返し申し上げております。この私の根本原則にのっとりた場合に、武雄市がこれをやるということは基本的にあり得ません。しかしながら、この場合の行政主体は佐賀県と武雄市というふうに分かれています。ですので、佐賀県が佐賀県の考え方として行う分には、私は別の行政主体としてこれにどうこう言うつもりはありません。あくまでも私としてはこれにこういう制度をつくるとか、これに上乗せするという事は毛頭考えません。

その上で、私が考えたいのは、これは答弁で答えましたけれども、ハンディキャップを持たれている方々に、見守り隊で追分に入ったときにありましたけれども、例えばそこに手す

りがないとか、介護保険でなかなか出せないのを手すりをつけるとか、あるいは段差があるところに、その段差を解消するとか、これは行政の役割なんですね。要するにマイナスをゼロに持っていく。どうしても個人ではできないことについては行うという本当に身体的、社会的に弱い方々をきちんとケアをする、フォローをするというのが私は行政の役割だと思っております。

そして、これはもう1つ別の側面から言うと、これはいろんなところに相談をしてみました。例えば、武雄地区建設組合、これは大工さんが約300名いらっしゃいますけれども、確認したところ、特にこんなことをやらなくていいですと。これを……（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

続けてください。

○樋渡市長（続）

はい。本当にもうとんでもないですね。人が答弁をまじめにしているときに。

それで、大工300名の建設組合に確認したところ、要するにこれで武雄市を囲むとブロック経済みたいになって、ほかのところに仕事ができなくなるとかいうことの逆に制限につながってしまうので、これは勘弁してほしいということがありましたので、さまざま——やっぱり多聞第一ですね。さまざまなところに確認した結果、これは財産、行政の税金をつぎ込んで、武雄市の税金をつぎ込んで効果がそこまで出ないというふうに私は判断しましたので、私としては上乗せ助成は毛頭するつもりがありません。

○議長（牟田勝浩君）

北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

新幹線に伴います公共補償についての委託、議員の話であります。

今回の公共補償というのは本会議のほうでも答弁しましたように、市役所が一地主権者であります。こういったことで通常の補償とは違います。一般補償といいまして、事業主体である機構側が支障する物件の算定をして、これだけ補償しますというのが通常一般補償という形をとるわけですが、今回は市役所自身が行政サービスを提供する公共機関であります。ですから、この公共機関が支障をしたということになれば、公共サービスを続けながら補償に対応をしていくということになりますので、公共補償という形をとることになります。これは中身としては、支障を受ける市役所が、みずから自分たちがどういったものが新幹線にかかったことでどういった影響を受けるというものを見きわめて、じゃ、その機能の維持回復を図るのを市役所みずからが検討をして、それに係る費用を事業主体である鉄道・運輸機構のほうに補償を求めていくということになります。

したがって、今回の公共補償に伴う調査につきましては、支障物件の調査並びに支障を受けた機能の維持回復計画をつくって、どういった回復を図るというのを今年度で調査を

するということで、機構側と基本協定を結んで行うことになります。そういうことで、今回受けます雑入は調査費でありまして、補償費ではございません。そういうことで、市役所がどういった機能回復を図るのかというのを協定を結んで委託料をいただいて、市が方向づけをするということでございます。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、今何とおっしゃいましたか。今2つ聞かれた分の答弁がありましたけれども、あともう1つが資料を出してくださいということでした。

〔25番「言うとしたけど、いまだに出てこんから質問しているわけですよ」〕

資料に関しては出ていましたか。どうですか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

出てこんなら出てこんでいいですよ。市長の考え方はわかりましたので。

ただ、個人資産の市長の考え方、整理する上で聞いておきたいんですけども、今度の場合は県の制度だと。住宅リフォーム制度は最高限度額40万円と。市町村上乗せするかどうかは、その市独自の施策によるものだと。ですから、考え方としては個人資産への補助となるためとなっている。その例の中に介護保険のことで手すり、段差の解消、介護保険認定者に対しては介護保険事業所から20万円出しますよね。これは全体が介護保険料を払って、その中の支給ですよ。20万円の範囲内で段差の解消かれこれやります。じゃ、介護保険認定以前の分については行政が対応するというふうに私は市長の答弁が聞こえてきましたけれども、介護保険で認定された人には段差、手すりの解消に20万円、介護保険事業所から出る。そうでない場合もあるんですか。そのことだけ聞いておきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと、これは今回の予算とどう関係あるのかわかりませんが……

〔25番「あなたがどうこう……」〕

関係ありません。ただ、この件に関しては私からちょっと申し上げたいこともありますので、あえて申し上げますけれども、さきの追分のみんなの見守り隊で入ったときに、何軒か私も一緒に追分の区長さんと参りましたけれども、そのときに「手すりのなかけんが、ちょっときつか」というお母さんたちがいらっしゃいました。そのときも私も介護保険の話は知っていましたので、「これは介護保険で申請サポートしましょうか」と言ったら、「私はそが頑張ってんが、主人が介護保険の対象外ですもんね」ということを言われたりとか、あるいは、そこはいろんな人たちが来るんですね。そのうちも広いうちでいろんな人たちが来るので、できれば行政でできないでしょうかということ。これが最終的にできる、できないの判断はきちんと基準に基づいて行わなければいけないというふうには思いますけれども、

現場にそういうニーズがあったということを紹介したにすぎません。

したがって、これは繰り返しになりますけれども、さらにみんなの見守り隊等を活用して、現場にどういうふうなニーズがあるかというのを把握する必要があるだろうと。これと住宅リフォームというのは全く関係ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

(10)ページの太陽光の件ですけれども、今までの予算がいっぱいになったから追加することだと思いますけれども、これが先着順になっているのか。私はよくちょっと知りませんので、先着順になっているのかなど。先着順だったら、以前申し込みで入れなかった人が先になるのか。今度、みんな一緒に抽せんみたいなことでくじを引くのかについてお尋ねしたいと思います。

2点目は、あと住宅リフォームについて、こういうのがあるということで見積もりとかとろうかなという方もいっぱいおられまして、また太陽光のときのように先走ってやったら、ちょうど補助申請のときに着工していないということになったりしますので、受け付けを大体いつぐらいから考えているかをお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

太陽光の発電の補助につきましては随時受け付けを行っております。

それから、住宅リフォームの制度の開始という御質問ですが、これは県下統一いたしまして、10月20日からというふうに聞き及んでおります。

○議長（牟田勝浩君）

先着順かどうかという、その前のところの御指摘。

○石橋まちづくり部長（続）

太陽光発電は先着順ということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

多分前の申し込みで受け付けに間に合わなかった人が優先されるのかということですが、その人のうちの何人かが早く申し込めば先着順というような感じになるのか、前に一応そういうことを相談に来てある方が優先されるのかについてお聞きしております。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

今の制度の中で積み残しはございませんので、申請をしてもらえれば随時ずっと受け付けていくということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第6 第54号議案

日程第6．第54号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第54号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の(4)ページをごらんください。

13款．前年度繰上充用金につきまして1,672万9,000円の減額をお願いいたしております。さきの専決処分では22年度の歳入不足見込額として、前年度繰上充用金を2億3,470万円計上しておりましたが、5月31日の出納整理期間までに各金融機関及びコンビニに納付された保険税等の入金確認に数日を要するために、最終的な歳入不足額が2億1,797万1,000円と確定いたしましたので、その差額1,672万9,000円を減額するものであります。

これに対応する歳入です。

(3)ページをお願いいたします。

国の療養給付費等負担金1,000万円と財政調整交付金を672万9,000円それぞれ減額するものであります。

(4)ページに戻りますと、11款．諸支出金、1項．還付金及び還付加算金、5目．償還金で3,526万3,000円を計上しております。これは退職者医療制度に係る療養給付費交付金を前年度並みで退職振りかえ等を行い申請をいたしておりましたが、療養給付費が見込みより少なく3,526万3,271円の超過交付となったことによるものであります。

この歳入として、(2)ページをお願いいたします。

療養給付費交付金の増加を見込み、3,526万3,000円の増額を行っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第55号議案

日程第7. 第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明を申し上げます。

歳出から御説明いたします。

補正予算説明書(4)ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金では、平成23年4月収納保険料及び5月収納保険料を合わせまして167万3,000円を計上し、後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

そのほか、諸支出金では一般会計への繰出金54万1,000円を計上しております。

次に、歳入では補正予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

前年度からの繰越金221万4,800円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第56号議案

日程第8. 第56号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し

上げます。

今回の補正は繰越金の確定及び市民からの寄附金による補正をお願いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ5万円を増額し、歳入歳出それぞれ7億515万2,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算説明書(3)ページ、歳入から御説明いたします。

4款1項1目、繰越金は前年度繰越金の確定に伴う増、それに伴い3款1項1目、一般会計繰入金を減額補正いたしております。

6款1項1目、指定寄附金は市民からの寄附金でございます。

続いて、予算説明書(4)ページの歳出でございますが、1款1項1目、一般管理費、11節、需用費は先ほど申し上げました寄附金の使途でございまして、農業集落排水事業の接続促進などの啓発チラシの用紙代として計画いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第57号議案

日程第9、第57号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示減に伴う補助事業費の減と、これに伴います単独事業費の減及び前年度繰越金の確定による補正でございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ6,817万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億807万5,000円と定めるものでございます。

次に、予算書4ページの第2表 地方債の補正でございますが、補助事業費、単独事業費の減額に伴い、地方債の限度額を減額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

3款1項1目、土木費国庫補助金は、国庫補助金の内示減による減額、5款1項1目、繰

越金は、前年度繰越金の確定による増額、それに伴い4款1項1目、一般会計繰入金を減額補正しております。

(4)ページ、7款1項1目、公共下水道事業債は、補助事業費、単独事業費の減額に伴い減額いたしております。

次に、予算説明書(5)ページの歳出でございますが、1款1項3目、事業費の11節、需用費、13節、委託料、15節、工事請負費、22節、補償補填及び賠償金は、交付金事業の内示減に伴い、事業内容の見直しによる減額補正であります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第58号議案

日程第10、第58号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示減に伴う国、県の補助事業費の減と前年度繰越金の確定による補正でございます。

予算書2及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1億6,792万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億5,662万3,000円と定めるものでございます。

次に、4ページの第2表 地方債補正でございますが、事業費の減額に伴い限度額を減額するものでございます。

それでは、内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目、国庫補助金及び2款1項1目、県補助金は交付金事業が減額されたことに伴う補正で、3款1項1目、繰入金は歳入歳出の調整による増額をお願いしています。

(4)ページの4款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

5款1項1目、清算金徴収金収入は、1工区の清算金確定に伴い減額をするものでございます。

6款1項1目、土地区画整理事業債は、国県補助金の減額に伴い減額するものでございます。

次に、(5)ページの歳出でございますが、1款1項1目、事業費の13節、委託料、15節、

工事請負費、19節．負担金補助及び交付金、22節．補償補填及び賠償金につきましては、交付金事業の内示減による事業見直しに伴う減額補正であります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

(5)ページを中心に、国の内示が減って予算が減っているということで、例えば、街なか広場は900万円減るということで、こういうことになれば27年の区画整理の終了が遅くなるということも考えられるのでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

今年度の交付金が、まちづくり部関係で12億3,000万円の要求に対しまして、8億円程度の内示ということで、約64%程度の内示額になっております。したがって、4億3,700万円程度が見込めないわけです。これにつきましては、当然事業内容を見直さなきゃいかんですけれど、そういう事業の延伸ということも十分考えられるということでもあります。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第59号議案

日程第11. 第59号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

第59号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,523万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億3,849万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算について御説明を申し上げます。

予算説明書の(3)ページをお願いします。

歳入ですが、1款1項2目の車券発売金につきましては、サテライト薩摩川内開設に伴う

車券発売金として3,000万円を計上しております。

また、4款1項4目の雑入では、サテライト薩摩川内の場外車券に係る業務代行協力費、環境整備費等で473万5,000円を計上しております。

また、5款1項1目の指定寄附金では、6月29日の武雄競輪を最後に引退された佐々木昭彦さんから競輪事業の発展を祈念し寄附がなされましたので、寄附金50万円を計上しております。

次に、(4)ページの歳出ですが、1款2項1目、競輪開催費、8節、報奨費、18節、備品購入費につきましては、佐々木昭彦さんからの寄附金に係る支出を合わせて50万円を計上しております。

また、13節、委託料、14節、使用料及び賃借料、19節、負担金補助及び交付金、22節、補償補填及び賠償金につきましては、サテライト薩摩川内開設に係る分で、車券売上金に対する経費と合わせて3,107万円を計上しております。

3款1項1目の予備費ですが、歳入歳出の調整を行い、366万5,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第59号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

何度もすみません。薩摩川内については、ちょっと私の聞くところでは、前みたいに向こうでの収支の中の利益からというんですかね、収支の中の何%をいただくだけで、こっちから開催に関する経費とか借上料とかを払う形じゃないというふうにならなうにちょっとお聞きしたと思ふんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

薩摩川内のサテライトにつきましては、包括的に委託をしておりますので、その分を計上しております。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

包括契約だったら、ここに借上料というのが出てこないんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（牟田勝浩君）

森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

その経費につきましては賃貸料ということで、よろしくをお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

よろしくをお願いしますじゃなかばい。

○森営業部長（続）

賃貸料となっております。

○議長（牟田勝浩君）

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第60号議案

日程第12. 第60号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山口会計管理者

○山口会計管理者〔登壇〕

おはようございます。第60号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定について補足説明を申し上げます。

お手元に平成22年度武雄市老人保健特別会計歳入歳出決算書を差し上げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

老人保健特別会計決算書3ページ、4ページをごらんください。

まず、歳入のほうでございますが、予算現額105万2,000円に対しまして、収入済額が81万1,061円となっております。

歳出については5ページ、6ページをごらんください。

予算現額105万2,000円に対しまして、支出済額81万1,061円となっております。24万939円の不用額が生じております。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

地方自治法及び同施行令の規定に基づき、事項別明細書、実質収支に関する調書を提出しております。

17ページが実質収支に関する調書です。

実質収支額はゼロ円であります。

事項別明細書は7ページから16ページに詳細に掲載いたしておりますので、御参照お願いいたします。

以上で老人保健特別会計決算の概要の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第60号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第60号議案は、12人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は、12人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、5番山口良広議員、6番松尾陽輔議員、8番石丸議員、9番石橋議員、11番上野議員、12番吉川議員、13番山崎議員、19番山口昌宏議員、21番杉原議員、22番松尾初秋議員、24番谷口議員、25番平野議員の以上12名を特別委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第13・第14 第61号議案・第62号議案

日程第13. 第61号議案 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第14. 第62号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第61号議案 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定につきまして補足説明を申し上げます。

まず、水道事業の概要について申し上げます。

お手元資料の8ページから事業報告書を掲載いたしておりますとおり、22年度は安全な水を安定して供給するために、配水管の新設、老朽管の布設替工事、浄水場等中央監視装置、第2浄水場沈殿池汚泥かき寄せ機等々の機械設備の更新を行いますとともに武雄市山内地区の上水施設などの管理業務の効率化を図るため、大野浄水場ほか浄水施設等の管理業務を民間事業者に委託しました。

事業の全体像でございますが、14ページ下段をごらんいただきたいと思います。

給水原価は、企業債の繰り上げ償還に伴う利息や職員給与費、2部料金制の導入に伴います西部広域水道からの受水費の減などによりまして、230円93銭ということで、前年度より約33円低くなりました。

一方、供給単価につきましては248円54銭ということで、前年度の248円26銭とほぼ同額となっております。その結果、水道事業統合後、初めて給水原価が供給単価よりも安くなるということになりました。

それでは、決算書に戻り説明いたします。

1 ページ、決算報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支におきましては、収入が13億4,575万1,751円、支出が10億9,415万9,176円となりました。

2 ページの資本的収支につきましては、収支差し引きまして6億897万1,062円の不足となりまして、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

3 ページの損益計算書につきましては、純利益が2億3,366万4,831円になりました。今後とも事務の効率化、経費の削減を図るなど経営改革に積極的に取り組んで、健全経営に努めていく所存であります。

以上、平成22年度武雄市水道事業会計決算書の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第62号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について御説明いたします。

事業概要でございますが、給水事業所は前年度と同じく3社となっております。

契約水量につきましては、20年の4月から430立方メートルで推移してまいりましたが、23年度3月からは日量164立方メートルの増ということで594立方メートルに変更となっております。

収益的収支におきましては、収入が6,530万円、支出が3,966万4,918円となっております。

3 ページの損益計算書につきましては、営業収益830万6,225円、営業費用が2,733万3,376円ということで、経常利益は2,564万1,307円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第61号及び第62号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第61号議案及び第62号議案は、12人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案及び第62号議案は、12人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決まら

た。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番朝長議員、2番山口等議員、3番上田議員、4番山口裕子議員、7番宮本議員、10番古川議員、14番末藤議員、15番小池議員、16番小柳議員、17番吉原議員、23番黒岩議員、26番江原議員の以上12名を特別委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第15～第24 第63号議案～第72号議案

日程第15. 第63号議案 平成22年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第24. 第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの以上10議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山口会計管理者

○山口会計管理者〔登壇〕

第63号議案の平成22年度武雄市一般会計決算認定についてから第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの議案について御説明申し上げます。

お手元のほうに平成22年度武雄市歳入歳出決算書を差し上げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

決算書の46ページまでが各会計の決算書、47ページ以降が附属書類でございます。地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を提出いたしております。

主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては別冊で差し上げておりますので、関係書類を御参照お願いいたします。

それでは、それぞれの決算について簡単にその概要を説明いたしますが、金額の詳細については省略をさせていただきますので、決算書での確認をお願いいたします。

まず、決算書の1ページ、2ページでございます。

一般会計、特別会計の合わせて10の会計についての総括表を掲載いたしております。

各会計の総計での歳入と歳出の差引額については10億4,090万2,459円となっております。

第63号議案 平成22年度武雄市一般会計決算については決算書の3ページから10ページでございます。3ページから6ページまで歳入、7ページから10ページまでが歳出を掲載しております。

この10ページに掲載しておりますように、歳入歳出の差引残額は9億1,004万3,432円とな

っており、予算執行率は95.5%でございます。

なお、歳入につきましては市税及び使用料の不納欠損額、収入未済額が、また歳出については繰越明許がございます。これらについては47ページから330ページの附属書類、事項別明細書に詳細に掲載しておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第64号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の11ページから14ページでございますが、予算現額62億3,712万3,000円に対しまして収入済額58億4,904万1,835円、支出済額60億6,701万2,750円となっており、14ページの下の方に記載しておりますように、歳入歳出差引歳入不足2億1,797万915円となっております。この不足分につきましては、平成23年度からの歳入繰り上げ充用をいたしております。

なお、国保税におきましては、不納欠損額、収入未済額がございます。

事項別明細書331ページから356ページに詳細に掲載しておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第65号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

決算書の15ページから18ページでございます。

歳入歳出の差引残額は221万4,800円となっております。予算執行率は96.1%となっております。

歳入につきましては、不納欠損額あるいは収入未済額がございますが、事項別明細書の357ページから368ページに詳細に掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

第66号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算書の19ページから22ページでございます。歳入歳出の差引残額は513万7,665円となっており、予算執行率は99.6%となっております。

なお、不納欠損額、あるいは収入未済額がございますが、事項別明細書の369ページから380ページに詳細に掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第67号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書23ページから26ページでございます。

歳入歳出の差引残額は230万2,012円となっており、予算執行率は78.5%となっております。

収入未済額につきましては、施設使用料、受益者負担金、国庫補助金となっております。

また、歳出第1款の事業費で7,131万8,000円の繰越額がございます。

なお、事項別明細書の381ページから394ページに詳細に掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第68号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について申

申し上げます。

決算書の27ページから30ページでございます。

歳入歳出の差引残額は230万2,662円となっております。予算執行率は98.4%であります。

なお、不納欠損額はありません。

事項別明細書395ページから406ページを御参照お願いいたします。

続きまして、第69号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書31ページから34ページであります。

歳入歳出の差引残額は524万5,320円となっております。予算執行率は86.1%であります。

なお、収入未済額は3,800万5,000円、歳出の繰越額6,880万6,000円でございます。

事項別明細書の407ページから422ページに掲載をしております。御参照をお願いいたします。

第70号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算書の35ページから38ページでございます。

歳入歳出の差引残額は3億2,685万4,561円となっており、予算執行率は94.7%となっております。

423ページから440ページに事項別明細書を掲載しておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第71号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の39ページから42ページでございます。

歳入歳出の差引残額は449万8,267円となっており、予算執行率は82.2%です。

441ページから448ページの事項別明細書を御参照お願いいたします。

第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算書の43ページから46ページでございます。

歳入歳出の差引残額は27万4,655円となっております。予算の執行率は46.5%となっております。事業費のうち工業団地整備事業費で12億6,999万円の繰り越したことがこのような率となっております。

事項別明細書の449ページから456ページに詳細に掲載しておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、実質収支について申し上げます。

決算書の附属書類457ページ、458ページに各会計ごとに掲載をいたしております。

3の歳入歳出差引残額から4の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額が5の各会計の

実質収支額となっております。

それから、財産に関する調書を459ページから500ページに掲載しております。

基金運用状況報告書は501ページに掲載しておりますので、御参照方お願いいたします。

なお、平成22年度の主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告につきましては、別冊のとおり、会計ごとに各種事業の概要を掲載いたしております。

また、この報告書の最後の77ページに地方債の現在高を掲載いたしておりますが、説明については省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、平成22年度の一般会計及び特別会計の決算の概要の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

これより質疑を開始いたします。質疑は区分して行います。

まず、第63号議案 平成22年度武雄市一般会計決算認定について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第64号議案及び第65号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第66号議案から第72号議案までの以上7議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第63号議案から第65号議案までの以上3議案につきましては、一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の3議案は一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。第66号議案から第72号議案までの以上7議案につきましては、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の7議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の

上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、一般会計等決算審査特別委員会並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 11時45分 |
| 再 | 開 | 11時58分 |

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。間もなく12時となりますけれども、いかがでしょうか。このまま継続しましょうか、あと残りを。（「続行」と呼ぶ者あり）

特別委員会における正副委員長の互選結果の報告を受けましたので、御報告を申し上げます。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に5番山口良広議員、副委員長に9番石橋議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に4番山口裕子議員、副委員長に3番上田議員、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第25 報告第9号

日程第25. 報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。石橋まちづくり部長（発言する者あり）

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

報告第9号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の17ページでございます。

この件につきましては、市道の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、平成23年8月10日に専決処分したものでございます。

市長の専決処分事項の指定に関する条例は、地方自治法第180条第1項の規定に基づきなされるものでございます。

事故の内容についてでございますが、平成23年7月12日午後4時30分ごろ、被害者が武雄市北方町の市道中道線をコープさが生活協同組合配送車用商用車で東方向に走行し、民地に右折進入しようとした際、側溝の鉄製ぶた1枚の隅部分が固定されていなかったため、前輪の荷重で鉄製ぶたがはね上がり、軽油タンクを損傷したものでございます。

当時は雨も降っており、側溝の上ふたが不安定な状態にあったということを走行中に目視することは極めて困難であったと思われま。

損害賠償額は、軽油タンク交換に係る経費として92,766円であります。なお、この賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額市へ補てんされます。

この付近は閑静な住宅街であり、主に居住者の生活道路として利用されており、また、近くには北方小学校があり、通学路としての利用もなされているところです。市内全域の道路

パトロールにつきましては常日ごろ行っているところでございますが、市道の範囲が広範囲であります。主に、目視等による危険箇所の補修等に追われている状況でございます。

今後、このようなことがないよう、さらに道路の維持管理に努めたいと思います。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第9号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第26 報告第10号

日程第26. 報告第10号 平成22年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第10号 平成22年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明を申し上げます。

議案書（その2）、1ページをごらんください。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

2ページをごらんください。

第1項の平成22年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、一般会計と土地区画整理特別会計を合わせた普通会計においては、実質赤字がなかったため、実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーといたしております。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、本市の場合13.6%で早期健全化基準25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は40.1%で、早期健全化基準350%を下回っております。

第2項の平成22年度武雄市公営企業会計資金不足比率でございますが、資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額

がありませんでした。

以上で報告第10号の補足説明を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第27 請願第3号

日程第27. 請願第3号 公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

請願第3号 公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願について趣旨説明をいたします。

国鉄の分割・民営化に伴い、J R九州が発足して既に24年が経過しようとしています。一日も早く民間企業として自立すべく奮闘されておりますが、低成長と低金利時代の長期化に加え、他輸送機関との競争激化や少子化に伴う通学利用者を初めとした流動人口の減少により、非常に厳しい経営状況に置かれております。今なお、株式上場もされておられません。

国鉄改革議論を振り返ってみますと、多くの赤字ローカル線を引き継いだJ R九州を初めとするJ R三島会社は、毎年運賃値上げをしないと運営ができないという経営見通しの困難さが予想されてきました。したがって、運賃値上げとともに幾つかの経営安定化にかかわる支援措置がなされることとなりました。当然、企業としての経営努力も求められていることですが、発足当時は1万5,000人いた社員は、今では8,400人まで削減をされております。

平成8年に阪神・淡路大震災の影響による1度だけの運賃値上げを行い、ここまで運営がなされてきました。しかしながら、経営努力だけでは難しい状況にあります。J R三島会社に対して設けられた経営安定基金、長引く低金利によって、その運用益が会社発足当時の約6割、約160億円は減少をいたしております。さらに、昨年のE T C利用の土休日上限1,000円を初めとした高速道路料金の影響を受け、鉄道事業を取り巻く環境はさらに厳しい状況となっています。加えて、皆様の御理解のもとで措置させていただいております固定資産税等の減免措置も平成23年度末をもって期限切れを迎えようとしています。こうした状況がJ R九州の経営をさらに圧迫し、赤字転落の危機さえ抱えています。このことは採算性の悪い線区の切り捨てにつながるものでもあります。これでは、国鉄改革により負託された国民の皆様の期待にこたえることはできません。これまでの24年間の努力が水の泡に帰してしまうこ

とになります。これからもさらに努力を積み重ね、公共輸送としての使命を果たしてもらいたいと思います。

J R九州に対する経営支援の存続を求める運動に御理解をいただきまして、趣旨説明とかえさせていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

請願第3号に対する質疑を開始いたします。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっと簡単なことなんですけれども、ここに求める特例が継承特例というふうに書いているんですけど、承継特例が本当じゃないかなと思うんですけども、この文章ですよ。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

承継特例というのは、要するに7団体、J Rの7つ、J R九州だけじゃなくしてJ R東海、西日本、ちょっと待ってください。

○議長（牟田勝浩君）

22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

いやいや、私が言いよるとはですよ、書いてある特例の名前が、求める特例が継承特例で書いちゃあばってん、承継特例が本当じゃないですかって言いよるとですよ。特例の名前、反対に書いちゃっさ、そこだけちょっと精査してしたほうがよかつちやなかかなと思いましたが。休憩してから聞いてみらんですか。暫時休憩してから税務課に聞いてみらんですか。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩します。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 12時9分 |
| 再 | 開 | 12時10分 |

○議長（牟田勝浩君）

再開いたします。

吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

承継が本当です、ミスのようにございます。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

本文の中の下から8行目ぐらいですかね。「未だ完遂されていない国鉄改革の課題」とい

うのはどういうことを指すとでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ちょっと今んと聞き取り切らんやったとですけど。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません、失礼しました。「未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば」なっていますけど、いまだ解決されない国鉄改革というのはどういうことなのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

J R東日本とかJ R東海、J R西日本の本州の3社についてはちゃんと経営が成り立って、株式上場もなされておりますけれども、J R九州、J R北海道、J R四国の三島がいわゆるまだ赤字続きでございます。国としては、全体が、全7団体のJ Rが黒字を目指すということがまだ達成できていないということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そういうことであればお伺いしますけど、結局これはJ R三島、これが社会的な全文から聞きますよね。「社会的な役割と」で入るとですね。その「社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革」となっておりますので、もちろん今言われるように、それが切り離されて税額の継承やったですか、承継やったですか、その税金だけかなと思いましたが、それが入っておりますので、じゃあそれはどう関係するんですかと聞いているんですよ。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ちょっと私、そこら辺についてはまでは勉強をいたしておりません。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そういうことになりますと、その請願書を読むということになっていいわけですか。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩いたします。

休 憩 12時15分

再 開 12時16分

○議長（牟田勝浩君）

再開いたします。

先ほどお昼休み前に規則によって、皆様方にお諮りして継続ということにいたしましたけれども、再度時間がかかりそうなので、午後1時20分まで休憩したいと思います。

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

だから、あなたが12時に入るときに諮ればね、（「諮らしたよ」と呼ぶ者あり）だれに諮った。（発言する者あり）諮っとらんでしょ。入れば、こういう問題があるからということと言えますよね、当然。そうでしょう。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）

だから、みんな質疑持っていますから、原発でも持っていますよ、いろいろ。いいのかなと思ったんですよ、12時入るのがね。しかし、そうであってもこういう事情ですよということであれば、我々もなるだけ協力して短くすることができますよね。なるだけ協力します。そうしないままぽんと入っていけば、こういうことがありますよということですよ。そういうことでしょう。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）

だから、ちゃんとそこら辺は諮ってしなさいということですよ。

○議長（牟田勝浩君）

12時前に、もうすぐお昼になりますけど皆様にお諮りします、継続しましょうかというふうにお諮りしたつもりでいまして、続行という声しかありませんので、そのまま続行しますということで行いました。

ただ、今、こういう問題が出てきまして、副議長、議運の委員長相談しましたところ、時間がかかるかもしれないということで、先ほどの時間まで休憩いたしますということで行いました。（「休憩になったんですか」と呼ぶ者あり）

休憩いたします。

| | |
|-----|--------|
| 休 憩 | 12時17分 |
| 再 開 | 13時20分 |

○議長（牟田勝浩君）

再開いたします。

請願第3号に対する紹介議員の質問を開始しますので、紹介者は登壇をお願いします。17番吉原議員

先ほど吉原議員から、松尾初秋議員からの指摘によって、文字が間違っているというふうなことで訂正の申し出がありました。

以上、訂正の分よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの質問者の答弁をお願いします。

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

先ほど黒岩議員から指摘されました国鉄改革の課題というのは何だということでございますけれども、先ほど私申し上げましたとおり、昭和62年4月に国鉄が分割・民営化をされたわけでございますけれども、この中にはJR7社が誕生したところでございます。

そのようなことで、JR東日本、JR東海、JR西日本の本州3社、これはもう既に、先ほど申しましたとおり、株式上場をして完全に民営化がなされております。しかしながら、三島、いわゆるJR九州、JR北海道、JR四国の三島会社はいまだ赤字でございます。

昭和62年に民営化がなされましたけれども、そのときはこのJR三島会社の株は全部政府の株でございます。そのことで、いまだ当時62年に280億円あった負債が今、平成22年度では122億円に減少をいたしております。そのようなことで、これが完全に政府の株を買取って、株式上場がなされた時点がいわゆる国の国鉄改革が終了すると、そこまではぜひ税措置をお願いしたいという趣旨でございます。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それは全くおかしな話になると思うんですけれども、つまり、結局今まで国鉄であった場合、全体ですよ。全体だから、黒字と赤字とあった。黒字と赤字で赤字のほうには国鉄のほうでカバーしていたんですね。それを今回、分割によって区切られたほうですよ、いわば赤字路線なんですよ。その赤字路線に、今租税特別措置しとるわけでしょう。

まず1つ聞いておきますけれども、幾ら武雄市が税収が減っているかということね、このことによって。それが1つと、本来の目的というのは赤字路線を切り離せば、幾ら売り払っても赤字路線ですよ。本来の目的であるのは、これは赤字路線切り離しなんですよ、政策が。だから、本来の目的に向かっていくということは赤字路線をつぶすということなのかと聞いているわけですよ、私が言っているのはね。

それと、本来取れる金が入ってこない、武雄市は。JR通っているのに。これが幾らなのかと、なぜ我々がそういうことで金を払わなければならないのかと、意見は言いませんけれども、つまり、黒字の部分から持ってくればいいわけですよ。何で武雄市はそこに払わなければならないかになるわけですね。

だから、先ほど言いましたように、本来の国鉄改革の課題というのは、一番大きな課題はそこなんです。だから、それを達成するという事は、つまり赤字路線を切り離すことになるから、じゃあうちが、武雄市が当たり前の税収に入るようになることが我々から見たら、その路線側から見たらじゃなくて、我々側から見たら当たり前の金が入ってくるのが本当の改革なんです。だから、それに向かってどう行っているのかと聞いているわけです。

そうしなければ、この請願を賛成か反対、大きな分かれ道なんです、このことが。わかるでしょう。本来の改革とは何かということをやちゃんと見とかなければ、本来の改革は赤字路線をつぶすんだと、採算性だけ考えたらそれでいいかもわからん。しかし、我々は足が困る、足は困りますよね、佐世保線なくなったら困りますから、地方は困りますからね。それが1つと、その金を入れるところは、入れるのはもうけるところから入れるべきではないかと考えるんですね。

だから、本来の国鉄改革というのに対してきちんと、ここで整理をした請願の意思、これ一番意思があらわれますので、これね、その指針をちゃんと示さなければならぬんじゃないか、それは質問ですけども、わかっていればお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

要するに、武雄市に対する影響でございますけれども、その金額については、私は承っておりませんが、いわゆるJRの三島会社に対する固定資産税と都市計画税の2分の1の減免をしてくださいということです。

そして、要するに国鉄改革が赤字のところと黒字のところが極端に分かれているわけですね。ですから、このJR三島については、これ特例措置がなかったら赤字路線は切り捨てなければならないというようなことで、ぜひこの税制措置を、特例措置を継続してくださいということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これは委員会で調べて結構ですけども、赤字路線を助けないかんため、幾らうちを出しとるかという話になりますからね、当然ね。それはもう委員会で結構ですけども。

○議長（牟田勝浩君）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牟田勝浩君）

質疑をとどめます。

本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第28 請願第4号

日程第28. 請願第4号 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ただいま議長のほうから請願第4号の紹介をされましたので、私のほうで紹介議員として請願の趣旨説明を行いたいと思います。

3月11日に発生した東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故は、もう既にチェルノブイリ級の原発事故となり、我が国の原発史上最も深刻な事故となっております。九州電力玄海原子力発電所を持つ佐賀県民として、福島原発事故は決してよそ事ではないという内容の請願であります。

福島原発の事故の後、原発に対する不安を感じている市民、県民が多くなってきております。そういう中で、原発についてももっともっと知っていこうという機運も一方で盛り上がっております。原発の問題点が明らかになり、私たち一般の市民も何か働きかけたいと、あるいは東北、東日本大震災に対する支援、そういうところにも一方で原発の不安を感じながら支援は支援としてやっていきたい、そういう社会的な連帯、あるいは原発事故以降、全国的な不安、そういうものが広がってきているところであります。

原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換で安心、安全、持続可能な社会を市民の多数が、あるいは県民の多数、国民の多数と言ってもいいと思いますけれども、望んでいることは各地の世論調査にも結果が出ております。

しかし、2005年12月25日のプルサーマルの討論会を初め、2011年5月17日の国から県への説明会、6月26日の県民説明番組、7月8日の多久市での県民説明会など一連の説明会、討論会でいわゆる、新聞で毎日出ていますけれども、「やらせメール」など世論操作とも言えるものが明らかになってきました。古川知事は、県議会で「やらせメール」を否定する発言をしておりますけれども、九州電力は第三者委員会を設け、その調査の中で知事が発言したことが発端と認定、中間報告をいたしました。世論操作で県民の民意を覆すことは許しがたい行為であります。

こうした観点から、皆さん方の手元にありますように、請願の4つの点が項目として上げられております。

知事はこの間の一連の説明会などでの「やらせメール」に対し、真実を明らかにすること。県民に公表し、責任を明確にすること。

2つ目には、3号機のプルサーマルは県民世論に反するものであるために再稼働しないこと。

老朽化した1号機は直ちに廃炉にすること。これは脆性遷移温度98度ということで、全国54基の現在稼働しているのは11基ですけれども、一番危険な状態に達している、そのことが専門家の指摘でも明らかであります。

2・4号機の原因は期日を決めて撤退することを明確にしてほしいと。

5番目には、再生可能エネルギーなど、他のエネルギーへの転換を早急に取り組んでほしい。

一般質問でも、吉野ヶ里町工業団地跡地にメガソーラーの建設の方向性が示されましたけれども、そういう日本の今後のエネルギー政策にかかわって大事な時期に来ているのではないかと、そのことを踏まえて、この請願に対する我々議会の真剣な論議が必要なときに来ているんだなということから、紹介議員として請願の中身を説明させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

請願第4号に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だれもなければ、私のほうからお願いしますけれども、この「やらせメール」というのは古川知事がされたのでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これを古川知事がやらせたというよりも、まず九電だけじゃないんですよ、今。北海道電力の泊原発や、あるいは四国、あるいは刈羽、各地の7つの電力会社、これに共通して「やらせメール」というのが、九電の「やらせメール」を出発点として、これがあそこでもここでも、しかもその背景に、本来規制すべき保安院、これが絡んでいたということも新聞報道を通じて明らかになってきております。

本来ならば、IAEAが指摘するように、経済産業省の中にある原発を推進する機関、そして、本来ならば規制をしなきゃならない安全委員会、これが同じ経済産業省の屋根の中にある、ここが問題だというIAEAの指摘もありますね。民主党政権はこれ分離するというふうに言われておりますけれども、九電が最初の「やらせメール」のきっかけになった。もうこれは一般質問の冒頭で、その経過については説明しておりますけれども、決して九電だ

けではないと、ここに古川知事の責任とさっき言われましたけれども、段上副社長、あるいは諸岡常務退任あいさつメモということで、平成23年6月1日、8時50分から9時16分まで知事公舎で、あいさつ先は古川知事、そこに行ったのは段上副社長、諸岡常務、大坪支店長ということで、どういう内容が話されたかというのは、ここにメモがありますけど、これ全部読んだら長くなるんですけども、ただ、古川知事がどういうふうな発言をしたかということについて、ここに大坪メモがあるわけですけども、幾つか紹介しときましようかね。

1つは発電再開に向けた動きを一つ一つ丁寧にやっていくことが肝要である。とりあえず、国主催の県民向け説明会を26日午前中に開催することとなった。その月末から来月初めにかけて、経済産業大臣に来県いただく予定である。これが1つの発言ですね。

もう1つは、20日から始まったIAEA閣僚級会議にも注目しており、国にはIAEAから緊急時対策を評価するコメントを出してもらえるように説得工作すべしと進言しているが、国側は「今回は裁かれる側の立場なので言いにくい」と頼りない返答ぶりであったと。

3つ目が、国主催の県民向け説明会はケーブルテレビやインターネットで中継し、県民の代表者5人程度が質問する形で開催する予定である。県民5人の構成をどうするかだが、1人は商工会議所の島内専務理事を予定している。反対派も1人入れようかと考えたが、反対を標榜する人たちにもいろいろな考えがあり、複数のグループから代表者を1人選抜することが難しいとのことであったため、残りは県民代表として普通の参加者を選ぶことになるのであろうと、イベント企画会社が運営する予定だと。

まだありますけれども、この程度でいいですか。だから、九電の「やらせメール」の背景に、県知事が関与していたということが、この間の新聞報道でも九電側の調査でも、あるいは第三者委員会という客観的な郷原委員長のもとで設定された第三者委員会の結論、郷原委員長の中間的な発言ということにも紹介されているとおりであります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、直接はやっていないんですよね、間接的かも知りません。それが背景にあるとか、今いろいろ言われましたけれども、直接古川知事がこうやってくれと「やらせメール」を出したわけじゃない。

もう1つ、これはだれでもあると思いますけれども、我々も逆に反対のほうで、私も反対のほうで3号機の燃料棒反対に行ったんですね。デモしてきました。そのとき、やっぱり世論操作とは言いませんけれども、反対派はこれだけおるんだぞというために示威行動しますよね。お互いやっぱり反対、賛成すると思います。

ただ、知事が一番いかんやったのは、住民の皆さんの声を聞いて私は決めますよと言った

のはいかんと思うけれども、その賛成の九電さんが来るのに、おまえんところつまらんって普通言わんですよね。訪ねてこられれば、ああ頑張ってくださいとか、それは日本人の悪いくせでしょうけれども、やっぱり相手をけなさないというか、そういう態度あると思います。

だから、「やらせメール」はなかったって、古川知事はしていないということですね。

それから、世論操作したということを書いてありますけれども、これは危ないことなんです。我々もやっぱり世論操作とは言いませんけれども、「やらせメール」をしていたのであれば世論操作になりますけれども、やっぱりそれに近いことを我々もしてきたんですね、反対派をふやそうということで。だから、行動することは世論操作だととれば大変なことになるんじゃないかということを思いますので、その2点について重ねてお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

古川知事が関与していたということにつきましてはね……

〔23番「関与の仕方」〕

だから、第三者委員会の報告では古川知事に関与があったと、「やらせメール」のね、ということも2つのことを読んでいないんですよ。読んでもいいんですけども、「今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい」、これ古川知事の発言ですよ。これは九電側も全部認めていますし、あるいは自民党の県議団のほうも認めています。そして、第三者委員会もこのことをその発端だという、「やらせメール」の発端になったということを書いてありますけれども、そこをあえて先ほど読みませんでしたけれども、「今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。1つは自民党系の県議会議員は大方再起動の必要性についてわかっているんだけど、選挙を通じて寄せられた不安の声に乗かって発言している」、これ古川知事の発言ですよ。「議員に対しては、支持者からの声が最も影響力が大きいと思うので、いろいろなルートで議員への働きかけをするよう支持者にお願いしていただきたい。国主催の県民向け説明会の際に、発電再開容認の立場からネットを通じて意見や質問を出してほしい。6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じような対応をお願いしたい」。

もう1つ最後ですけれども、「このような段取りを踏んでいく際、危惧される国サイドのリスクは菅総理の言動である」。今は総理じゃありませんけれども、「発電再開に向けての総理自身のメッセージが発せられない。全国知事会議では、発電再開に向けてのメッセージを読み上げる予定で経済産業省とすり合わせた原稿が用意されていたのに、その場になって読み上げてくれなかった。6月末から7月にかけて菅さんが首相のままかどうかはわからないが、首相の言動で考えているスケジュールがおくれることを心配している」。

こういった段上副社長、諸岡常務、それに大坪支店長、3人は知事公舎で会ったんですよ

ね、古川知事の知事公舎で。その後、県議会にも行かれるわけですが、そういうことがきちんとメモが照合されて、九電の本社に対する報告書と、そして、段上副社長のメモと照合して第三者委員会はその県知事の発言が発端になったということを報告しているわけですね、これが1つです。

最近、逆に今度は大坪支店長が全部自分の責任だと、知事には責任がないということも言っていますよね、ここ数日間の新聞報道を見ているとね。それは今後の調査、真相究明の中で県議会特別委員会でも石丸元県議長が委員長ですから、そのもとで真相も明らかになっていくでしょうし、世論も高まってくるんじゃないでしょうか。

もう1つは、世論操作の問題ですが、この原発問題に関しましては、全国いろんな団体があるんですよ。例えば原発撤退しゅう会、「しゅう会」というのは「しゅうかい」と「しゅうさい」という、その「しゅう」を絡めた原発撤退しゅう会というのもありますし、それから私も参加したことがあるんです、県知事要請に参加したことあるんですが、プルサーマル裁判の会、これは3月の武雄市議会に、私も紹介議員になりました。この武雄市議会にプルサーマル裁判の会という団体が、ここに請願に見えましたよね。そのときはもう3月11日、ちょうどその日に趣旨説明を私していたんですが、それは偶然の一致ですが、これが継続審議になって4月に結論が出されると、6月議会で不採択と。

それから、もう1つ100年委員会もありますよね。もういろんな団体ありますよ。まだ一致点はいろいろありますけれども、そういった意味では世論の高まりといいますか、それは推進する側からしますとどうしようかという考え方は当然出てくるでしょうね。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

状況的証拠じゃないけど、状況的な話だけですので、最初の話からは入らないわけですが、聞きにくいんですけど、例えば、やっぱり我々もその反対運動を8月にするときに、人類と核は共存できないとか、あるいはまた核兵器はだめだけど、平和活動、平和利用はいんだとか、いろんな団体ありますよね。そういうときに、必ず北方町役場に寄りよった。ちゃんとうちの町長は、あいさつはやっぱり頑張ってくださいと言うんですよ。それをとって、うちの町長が、松本町長が原発反対だったと言ってきたことは一回もないし、そこそこによって、その状況を言うのはいろんな状況あると思うんですね。だから厳密に「やらせメール」については県議会も今追及中ということですね。

それと、もう1つは、その世論調査には九電は九電の動きをするだろうと、反対は反対の動きはするだろうという意味、そういうことではないんですか。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

例えば玄海原発に限って言いますと、もう36年目でしょう。もういわば老朽化していますよね。原発の耐用年数15年、16年か15年だと思います。それ以降は全く税金かからないと。だから、もう既に36年たっている、60年やりますよという県知事発言も一方にありますね。

もう1つは、電源三法、一番最初また税金の形は違いますけれども、電源三法で原発立地市町村、原発立地の県、こういうふうに国から交付金がおりにきますよね。例えば福井県には3,310億円か、この原発つくって以降の交付金です。そういった意味では推進側としては、これは全力を挙げて推進していく。いわば、しかし中間処理施設もまだ完成されていない。終末処理施設も青森県のむつ市ですか、十分でない。いわば、使用済み核燃料をどこに保管するかということがきちんとされていない。それで、処理場がないからプールの中に例えば10センチ間隔、15センチ間隔で納めなきゃいかんのを処理場がないから、これを5センチに縮めるとか、そういう小手先の手しか打っていませんね。これもまたさらに危険なことなんですよ。

ですから、推進する側と当初から危険だと、異質の危険性があるということで、それは最初から対立しますよ、全国的にはね。これは、福島原発を契機にしてさらに安全神話が崩れたということは共通した国民の認識になってきているでしょうね。

ですから、それはそれで安全神話が崩れた以降、福島原発がチェルノブイリ水準のレベル7を超えて、レベル7というふうにIAEAは認定しましたね。そういった意味では、世論というのは原発を進めていく側と、そして、これは危険だからやめてくれという側と、それから今は、真っ向から対決しているという状況で、それぞれの動きがある、それはもう新聞でも報道されているとおりです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

1点ちょっとお尋ねしたいんですけど、7月8日の多久市での県民説明会など一連の説明会、討論会で「やらせメール」など世論操作があったことが明らかになったということで書いてありますけれども、私も7月8日の多久の県民説明会に行ってきました。

そういう中で、その席上で話を聞いている中はけんけんごうごう、さっきのくしくも言われましたけれども反対派があり、賛成派があると言われましたけれども、それこそ何日か前の新聞に載ったように、どっちもどっちなというような感じがしたわけですよ。それは何かと言えば、「やらせメール」で来た人か、例えば集会場の外で反対、反対とやっておられる方を含めて、ああ、この人たちもそういうふうにして、知事とは立場は逆でしょうけ

れども、そういうふうな感じで、これも集められてあるなというような感じがしたわけですね。そういう中で、それこそ片方だけが「やらせメール」やったよという確証は、これ何もないわけでしょう。

それと、今、中間報告でそういうふうなことがあったと、ではないかと、確証は何もないから。それで先ほど言われました報告書とメモが一致したと、報告書とメモというのは一緒にの者がつくって上げるのに、一致せんのやったら報告書にも何にもならんとやけんですね。

そういうふうなのを考えたときに、これをもし出すのであれば、やっぱりびしゃっとした確証があって、最終的な結論が出てからでも遅くないのではないかなという気がするんですけども、この辺の7月8日の分についてどういうふうな思いでここを書かれてあるのかの説明をいただきたいんですけど。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは九電の側も必死でしょうね。県民説明会にしる、それから国主催のケーブルテレビを使った集会にしる、それ必死だと思いますよ、6月下旬のことではね。まだ3月11日の福島原発事故が収束しないどころかもっと悪化していつている、その当時はですね。それは、原発を推進する側は力を持っていますので、国策と言われるぐらいに原発交付金も一たん九電が国に納めて、その九電が国に納める税金というのは、支えているのは国民ですよ、電気料金の中に加算されているわけですから。そして、それが国に納められる。そして、それが原発立地県、あるいは原発を持っている市町村に交付税でおりにくる。例えば、新聞で最近報道された中に、玄海漁連に7億円、以前に3億円と合計10億円の金が九電を通じて回っていたということも報道されていますね。

だからそういった意味では、原発を進めていく側、我々原発共同体って言っていますけれども、国、電力会社、それからゼネコン、そういったいろんな人たちが日本に54基をつくっていったわけでしょう。もう最近では新設はだめだというのは大体一致した形ですよ。だから、九電の側も必死になってやりますよ、動員して。あるいは、我々も進めていくわけですね。原発は本当に危険だという学習会をしたり、集会に行つて専門家の話を聞いたり、そして認識を高めていくわけでしょう。知らなければ、もう安全神話のままずっと行ってしまうんですよ。

○議長（牟田勝浩君）

やらせの確証があつてからでも遅くないんじゃないんですかという質問。

○25番（平野邦夫君）（続）

それは確証というか、私……（発言する者あり）市長、黙つときなさいよ。静かにして冷静に聞きなさいよ。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

10番山口昌宏議員

○10番（山口昌宏君）〔登壇〕

私は、そいば聞きようとやなかとですよ。今、平野議員おっしゃったように、九電が一生懸命ですよ、どこが一生懸命ですよって、あの場では九電の九の字も出てこんですよ。何もそがん話やなかとです。こいは説明会、要するに説明会をして、そして、その中から選んで、その質問をしてもらおうというような形でされていたんですよ。そのときを見て、ああこの人とこの人はそがんかな、この人とこの人は賛成派かな、反対派かなっていろんな質問の中でこれが成り立っていたような気がしたわけですよ。

だから、これが本当に「やらせメール」というのが確証のないままに、この請願を出すじゃなく、出すのはちょっとおかしいのかなという気持ちがあったものですから、ちょっと質問しているわけで、今るる言われましたけれども、そういうふうな答弁は結構ですので、これに対してどう思われるかと、これはおかしいんじゃないですかという意味を説明してくださいと言いよつとであって、ほかのことはもう一切要りませんので。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

状況は6月26日の集会をめぐって、一般質問の冒頭言いましたけど、九電の関連会社からこういうメールを送ってくれとか、あるいは動員してくれとか、そういう指示文書が出てきたわけですよ。

〔19番「7月8日んとば」〕

いや、7月26日付です。

〔19番「いや、7月8日って書いちゃあとばしてください」〕

それに向けてやっているわけですよ。だから、7月26日にそういう関連会社からの九電の指示、関連企業へのね。

〔市長「これはその後やろ」〕

だから、それに向けて、そこからずっと始まっていつているわけですよ、7月8日もそうですよ。だから、そこに寄せられたメール、同じ文書とか、一般質問の冒頭言うたでしょう、参加者の中に何名というのがね。それは内部のいろんな告発がないと我々わかりようがないですよ。

ですから、そういう意味で、まだ真相がさらに究明されていくんでしょうけれども、九電だけじゃなくて、それと同じようなことがほかの電力会社でもあっている、そこに保安院が絡んでいるという話もしたでしょう。

ですから、もう「やらせメール」というのはもう新聞でも一般的に使われている言葉で、

そして、数まで発表されているわけですから、その真相が明らかになってからじゃなくて、もう今再稼働の問題が出てきますから、早く我々も論議をして、そして真相を究明していくという内容の提案であります。

これ提案されている原発知ろう会というのは、全く素人の、これから原発の問題を勉強していこうということで始まっている団体ですので、専門家じゃありませんからね。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

7月26日の話ばなしに、7月8日にあったんば26日になしすつとですか。

それともう1つ、ここに原発知ろう会、代表の猿渡メリーさんと出ておりますけれども、ちょうどたまたま私が武雄市役所に来たときに、ちょうど猿渡さんが来ておられて、総務のほうで文句言いよんさった。何て言いさったかって言うぎん、私が当選に漏れたって。私だって当選に漏れる可能性が十二分にあるわけですね。たまたまそこに警察官が2人立ち会いのもとでくじ引きをして、その職員さんが番号も何もわからんとでくじを引いて、どなたとどなたが当たりましたよっていうて後日もろうたわけです。それを、あたかも武雄市役所で操作したような言い方をして、これはもう長う聞きよったぎ、1時間ぐらい、よう市の職員も辛抱かにかって思うて聞きよったですけども、そういうふうな感じの人がこの請願書ば出しとんさつですね。

いずれにしても、この7月8日の分については、本当にこいはそうであったのかどうかというのはまず結論を見てからするのが妥当だと思うんですけども、どうですかね。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

請願者に対する評価そのものはそれぞれありますよ。ここで改めて、あなたのほうから一部言われましたけども、警察官が立ち会っていたという話も聞きました。36名の応募があって20名が選ばれたという話も聞きました。客観的に公正にやられた抽せんでしょうよ。それをとやかく私言っているわけじゃありません。と同時に、7月8日の件につきましては、これも同じようなことが、先ほど言いましたように、段上副社長にしても、大坪支店長にしても、一連の発言がありますので、さらに資料を集めて、そして進めていっていったらいかかなと私は思っていますけど、私が紹介議員として結論出すわけいかんでしょう。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点だけ。当然、請願というのは平穩に請願をするのは国民の権利ですよ。当然のことで

すから、請願者に対してどうのこうのということじゃない。当然、やはり自分たちの考えることを市民の会として、あるいは自分たちの声として言うのは当然のことですから結構ですけども、問題は、大事なのは、ちょっとこの中に例えば委員会付託されるでしょうけれども、いずれにしても、結局「やらせメール」を知事の主導で——主導っておかしいですね、発言が原因だったというようなことが表現に書いてありますので、そういう「やらせメール」が原因でこういうことになったんだというふうな印象を受けるような感じがございます。だから、明確にせろということでしょうけれども、本当にその「やらせメール」問題を判定した第三者委員会となるものは、第三者と僕らが一般に聞きますと、公平無私な立場の人が第三者と思うですけども、これは第三者委員会というのはどういふのですか。紹介議員にそこまでお尋ねするのは失礼ですかね、どうですかね。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

九電が第三者委員会をつくって県民に真実を公表すると、7月6日に眞部社長が「やらせメール」については記者会見で謝罪しましたよね、事実ですと。そのメールの中身を作成し、そして各支社を通じて関連企業に何名参加しろと、そういう指示をおろしたと。そういうことはもう7月6日、予算委員会が終わって、その当時海江田経済産業省大臣ですか、とんでもないことだと、こういうことが事実であれば、7月6日の衆議院予算委員会でこのことが、九電の問題が論議されたわけです。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

第三者委員会です。

○25番（平野邦夫君）（続）

したがって、眞部社長が謝罪をし、それで客観的に明らかにしていくということで、九電が第三者委員会をつくったと。私が調べてきたのは、これは紹介議員として責任があるだろうなと思って調べてきたのは、郷原委員長はどういう人なのかなということだけは調べてきたんですけども、郷原信郎という方ですよ、委員長さんはね。1955年生まれで56歳ということが書いてあります。1995年3月、日本の元検察官、そして弁護士、郷原総合法律事務所の現在は代表、名城大学コンプライアンス研究センター所長、で教授、総務省の顧問、日本郵政ガバナンス検証委員会委員長、こういう郷原委員長のもとでそれぞれ客観性を持った専門家を集めて、今は中間的な判断をしていますけどね。第三者委員会のすべての構成メンバーがどういう専門家で構成されているかということは調べておりません。ただ、郷原委員長がどういう人かということは報道されている範囲内、インターネットでとれる範囲内で、これだけの文章ですから全部読むわけにはいきませんが経歴はね、一応は認識しているつもりです。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私たちが論議するとき、こういう意見書を出してほしいという請願ですから、これ意見書は私たちがまとめて出すとか、あるいは文書についても、今度は議会としての意見書ですから、責任持ってやらにゃいかんわけですから、そういう意味では、私が気になっているのはそれぞれ質問がありましたから、内容についてはわかりますけれども、問題は、その請願そのものは非常にそれぞれの国民の権利として当然、平穩に受け取っとるわけですから、当然、受けて審議をするのは当然ですから慎重にやります。

しかし問題は、結局、例えば知事が「やらせメール」の発端をつくったとか、つくったんじゃないくて発端になったというのは、なったかどうかというのは、その判定の仕方とかいろいろあると思いますよ。県民の代表であるところの知事がそういうことをしたんでけしからんというような形の意見書になる可能性だってあるわけですから、そこらについて明確にお聞きしたいから、あえてお尋ねしたわけです。その点だけです。結構です。

○議長（牟田勝浩君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

総務委員会付託で、私、総務委員会ですから、直接聞くにもなんかと思いますけれども、ちょっと聞くときがないものですから、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

請願項目の4項目め、「2・4号機の原発は期日を決めて撤退することを明確にすること。」ということで明記されているようですけども、期日をどのような期日で思っているのか、期日は例えばあしたも期日ですから、5年後、10年先でいいのかどうか。私は撤退という期日は、代替エネルギーのめどが立ったときが期日だという判断でおりますけれども、そういう判断でいいのか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは国民的な討論、合意が必要ですよね。きのうおとといの一般質問でもあえて共同通信社のアンケートの結果を出しましたが、再稼働に責任を持っている県知事だとか、あるいは地元の、例えば佐賀県でいえば玄海町ですよね。地元の首長の合意を求めるという新たな条件が出てきていますけれども、そういう全国1,800近い市町村長、県知事も含めてアンケートをとったところ、直ちに廃止というのは1%という紹介したでしょう。直ちに廃止するって客観的にできないでしょう。ですから、それは例えば、きのう市長がどなたかの

質問に対して10年をめどに再生可能エネルギーの比重を高めていくという発言もあっていま
すし、6人の方が原発依存に心配だという質問もされていますよね。

ですから、私としては、例えば5年、あるいは10年という期日を決めて、そして、再生可
能エネルギーの比重を高めていくと、そういうことですので、ここでいう2・4号機の原発
は期日を決めてというのは5年とか、あるいは10年とか、そういう国民の討論、議論、日本
の技術、専門家の知恵を結集して、一方でもう既に自然再生可能エネルギーの動きも出てき
ているわけですから、そういうことを総合的に判断していかないと、直ちにとということでは
私もくみしないほうですよ。

〔市長「いや、私の答弁のずさんな引用はやめてくださいよ」〕

いいですか、それで。それで、ここでいう、ただ1号機については、直ちに廃炉にしろと
いう意見もありますよ、脆性遷移温度が98度という極めて高いものを持っていますからね。
3・4号機は、これは第14回定検に入っていますね、現在はね。

○議長（牟田勝浩君）

2・4のことですから。

○25番（平野邦夫君）（続）

請願4番目でしょう。

○議長（牟田勝浩君）

2号機、4号機。

○25番（平野邦夫君）（続）

2号機、4号機でしょう。

○議長（牟田勝浩君）

今、1号機のことを言った。

○25番（平野邦夫君）（続）

ごめんごめん、1号機はもう直ちに廃炉。

4号機は今稼働していますからね、4号機は。2号機は今、定期点検、第4回の定期検査
に入っていますのでとまっていますよね。だから、直ちにとということじゃないです。

〔市長「いや、私のずさんな答弁の引用はやめてくださいよ、そんな」〕

ほかいいですか。いいですか。

〔6番「いいです。わかりました」〕

必要とあらば、また総務常任委員会で資料等の要請があれば持っていきますので。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 14時4分